令和元年7月24日開会令和元年7月24日閉会

## 令和元年7月 甲府地区広域行政事務組合議会臨時会 全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

## 開会時間 午後13時46分

○議長(輿石 修君) ただ今から、全員協議会を開会いたします。

この全員協議会におきましては、議案第10号から議案第18号までの審査を行います。

はじめに、議案第10号「専決処分について」当局の説明を求めます。 内藤警防課長

○警防課長(内藤 豊君) はい、それでは、議案第10号「専決処分について」 ご説明を申し上げます。

恐れ入りますがお手元にございます、議案目録の1ページをお開き頂きたいと存じます。

この専決処分は、地方自治法第179条第1項の規定により、「和解及び損害賠償の額の決定について」専決処分致しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次の2ページをお開き頂きたいと存じます。

2の専決処分する理由でございますが、平成31年4月26日、甲府市向町680番地付近の路上で発生した本組合職員の公務中の物損事故に関し、和解し、損害賠償の額を決定するについては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を必要としますが、和解に急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、同法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

事故の概要でございますが、同日、午後1時15分ころ、甲府市向町地内で発生いたしました火災現場付近の路上において、本組合職員が消火作業のために携行したホースが入ったバック等が、停車していた車両の左側ドアミラーに接触し、破損させたものでございます。

なお、本件につきましては、すでに修理は完了しております。

和解の相手につきましては、記載のとおりでございます。

和解の条件といたしましては、損害賠償金と致しまして、当組合から相手方が指 定する支払先へ、8,597円を支払うものでございます。

以上で、議案第10号専決処分いたしました、「和解及び損害賠償の額の決定について」の説明を終わらせていただきます。

ご審査の程、お願いを申し上げます。

○議長(輿石 修君) 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(輿石 修君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号「令和元年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補 正予算(第1号)」について当局の説明を求めます。

宮下総務課長

○総務課長(宮下光夫君) それでは、議案第11号「令和元年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算(第1号)債務負担行為の補正」につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にございます、議案目録の3ページから7ページまでを ご覧いただきたいと存じます。

議案第11号「令和元年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算 (第1号)」につきましては、財務会計システム更新・運用業務を要する委託料として、令和2年度から令和5年度までの限度額7,840万8千円を追加するもので ございます。

現在の財務会計システムは、平成21年度の運用開始から10年を経過したことにより、サーバーOSの保守サポートが令和2年に終了するとともに、ハードウエアの保守期限も経過し製品や部材の確保が難しくなり、故障時の修理対応が不可能となることから、令和2年度に財務会計システムを更新し運用するため、債務負担行為の補正を今臨時会に提案するものでございます。

以上で「令和元年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

ご審査の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長(輿石 修君) 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(輿石 修君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号「甲府地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定について」当局の説明を求めます。

小野予防課長

○予防課長(小野英男君) それでは、議案第12号「甲府地区広域行政事務組合 手数料条例の一部を改正する条例制定について」ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元にございます、議案目録の8・9ページと合わせまして、 議案第12号の「甲府地区広域行政事務組合手数料条例新旧対照表」をご覧願いま す。

本改正につきましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正による、手数料の標準額が改定されたことに伴いまして、甲府地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表1ページをご覧願います。

左側、別表の3の欄「オ」でございますが、貯蔵所の設置許可申請に対する審査の手数料金額を(3)につきましては159万円に、ページをおめくりいただきまして、(4)を195万円に、(5)を227万円に、それぞれ1万円増額するものでございます、また、不正競争防止法等の一部を改正する法律による、工業標準化法の一部改正により同表「備考3」、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

この条例改正の施行日につきましては、交付の日から施行となりますが、手数料額の改定部分の規定は本年10月1日からの施行でございます。

以上で、議案第12号「甲府地区広域行政事務組合手数料条例」の一部を改正する条例制定について、ご説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審査をお願い致します。

○議長(輿石 修君) 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(輿石 修君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号「甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する 条例制定について」当局の説明を求めます。

小野予防課長

○予防課長(小野英男君) それでは、議案第13号「甲府地区広域行政事務組合 火災予防条例の一部を改正する条例制定について」ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元にございます議案目録の10・11ページと合わせまして、議案第13号の「甲府地区広域行政事務組合火災予防条例新旧対照表」をご覧願います。

本改正につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律による、工業標準化法の一部改正、及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例を一部改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧願います。

改正する概要でございますが、第16条第1項中の消防長が指定する「日本工業 規格」を「日本産業規格」に、第29条の5第1号中のスプリンクラー設備の「作 動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改正し、第6号に特定小規模施設用自動 火災報知設備を技術上の基準に従い設置した場合に、住宅用防災警報器等の設置が 免除できることの条文を追加し、それに伴い規定の整備を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日からでございます。

以上で、議案第13号「甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」のご説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審査のほどお願い致します。

○議長(輿石 修君) 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(輿石 修君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号「甲府地区広域行政事務組合国母公園管理条例の一部を改正 する条例制定について」当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長

○事務局次長(長谷川達郎君) それでは、議案第14号「甲府地区広域行政事務 組合国母公園管理条例の一部を改正する条例制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の12ページ、13ページと併せまして、議案第14号 資料、「甲府地区広域行政事務組合国母公園管理条例新旧対照」表をご覧願います。

議案第14号「甲府地区広域行政事務組合国母公園管理条例の一部改正」につきましては、令和元年10月1日から、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴いまして、国母公園の使用料に消費税及び地方消費税を円滑かつ適正に転嫁するため、甲府地区広域行政事務組合国母公園管理条例の一部を改正するものであります。

条例改正の主な内容について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案第14号資料「甲府地区広域行政事務組合国母公園管理条 例新旧対照表」をご覧願います。

内容につきましては、同条例第7条の第1項中、「100分の108」を「100分の110」に、別表第2中「使用料」の欄の金額につきましては、現行使用料の額を108で除して出た額に、110を乗じ1円単位につきましては、切り上げるものでございます。

施行日につきましては、令和元年10月1日とするものでございます。

以上で、議案第14号「甲府地区広域行政事務組合国母公園管理条例の一部を改正」する、申し訳ございません、切り捨てになります、切り上げでございます、いまお読みしたとおり10円単位、1円単位につきましては、切り上げるものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表の現行表、使用料の欄、第7条につきまして切り捨てるものとなっておりますが、こちらの方は訂正させて頂きます、切り上げるもの、 1円単位につきましては、切り上げるものとなっております。

よろしくお願い致します。

以上で、議案第14号「甲府地区広域行政事務組合国母公園管理条例の一部を改 正する条例について」説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(輿石 修君) 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木内直子君

- ○議員(木内直子君) この国母公園の使用料の消費税の増税に伴う改正ということで、使用料が負担増になるということですが、政省令のある訳ではなくて、これに関しては独自に決められるものです、まず、伺いたいのがこの国母公園の使用状況を昨年度の状況はいかがでしょうか。
- ○議長(輿石 修君) 長谷川事務局次長
- ○事務局次長(長谷川達郎君) お答え致します、平成30年度の国母公園の有料施設であります、まず、グラウンドにつきましては、103件の申請がございまして、103件使用しております。

次に、同じく有料施設でありますテニス場につきましては、973件の申請がご ざいました。

以上でございます。

- ○議長(輿石 修君) 木内直子君
- ○議員(木内直子君) この使用料の料金が増になるとなりますと、それに照らしますといくら年間で増えるのでしょうか。

まず、どの位、使用料の収入があり使用料の消費税が増額され、消費税が増えたことにより、いくらの収入増になるのでしょうか。

- ○議長(輿石 修君) 長谷川事務局次長
- ○事務局次長(長谷川達郎君) お答え致します、平成30年度の国母公園有料施設の使用料と致しまして、徴収した歳入でございますが、191万1800円でございます、この内、8パーセントの15万2944円が消費税として現在掛かっておりまして、これが、10パーセントになりますと193万4741円と仮定となります、およそ4万円程度の消費税分が加算されることになります。

以上でございます。

- ○議長(輿石 修君) 木内直子君
- ○議員(木内直子君) その国母公園を管理・運営するにあたり経費が掛かっていると思いますが、その経費がいくら掛かっているのか、そして、消費税の増税に伴いその経費が消費税増税分とどの位、負担分が増えるのか、教えてください。
- ○議長(輿石 修君) 長谷川事務局次長
- ○事務局次長(長谷川達郎君) お答え致します、平成30年度国母公園の有料施

設でありますグラウンド及びテニス場に用います補修、又は維持管理費と致しまして、工事請負費や消耗品・燃料費・樹木剪定に要します手数料、更には夜間照明に要します光熱費等に伴いまして、約1,100万円の負担が掛かっています、この内88万円が消費税となりますが、10パーセントとなりますと1,100万円に対しまして、110万円の消費税ということで、22万円の増となります。

以上でございます。

- ○議長(輿石 修君) 木内直子君
- ○議員(木内直子君) 先ほど質問しましたとおり、使用料の負担を増やすことによって年間で4万円という事のようですが、本当に市民の皆さんテニスをしたりとか運動をしたりとかする事に使用をしているこの法令ですけれども、まずは、とは言えやはり負担増になってしまう事に関しては、問題があると思っております、2パーセントもし増額、使用料が増えたとしても4万円ということです、先ほども述べましたように、政省令がある訳ではなく、独自に決められるというものです、市民の負担増をしないためにも、この使用料は据え置くべきだと考えます、いかがでしょうか。
- ○議長(輿石 修君) 長谷川事務局次長
- ○事務局次長(長谷川達郎君) お答え致します、先ほども申しましたとおり、テニス場及びグラウンドの有料施設に伴います補修または、維持管理に要します費用につきまして、施設を利用します利用者に対しまして、消費税相当分を円滑かつ適正に転化するために、消費税分を上げるものでございます。

以上でございます。

- ○議長(輿石 修君) 木内直子君
- ○議員(木内直子君) 今回のこの議案に対しては、また、先ほど述べた理由で、 反対をしたいと思っております。

以上です。

○議長(輿石 修君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(輿石 修君) これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第15号及び議案第16号「財産の取得について」の2案について、 当局の説明を求めます。 宮下総務課長

○総務課長(宮下光夫君) それでは、議案第15号及び議案第16号の「財産の取得について」一括説明申し上げます。

議案第15号及び第16号の2案件につきましては、平成31年度当初予算に計上しております車両2台の購入につき、「当組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例」第3条の規定に基づきまして、議会の議決をいただく必要がございますので、今臨時会に提案するものでございます。

恐れ入りますが、お手元にございます、議案目録の14ページをお開きいただき たいと存じます。

はじめに、議案第15号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

まず、取得物件の「品名及び数量」等でございますが、平成9年度に配備いたしました、西消防署の化学消防ポンプ自動車が配備から21年を経過し、更新基準の20年を超えているために、今後、故障等が増えることが予測されることから、その更新車両として、「化学消防ポンプ自動車」1台を取得するものでございます。

当本部では、化学消防ポンプ自動車の車両更新にあたりまして、管轄区域内に既存する危険物施設である火災に対応するため、薬液を800ℓ積載するとともに、車両装備品として薬液補給ポンプを備え付け、継続して危険物火災に対応できる仕様としております。

この化学消防ポンプ自動車の購入に関しましては、本年6月25日、当本部におきまして、7社による指名競争入札を行いました結果「ジーエムいちはら工業株式会社東京営業所」が、6,842万円で仮契約したものでございます。

恐れ入りますが、次の15ページをご覧いただきたいと存じます。

議案第16号、同じく「財産の取得について」ご説明いたします。

取得物件の「品名及び数量」等でありますが、平成23年度南消防署昭和出張所に配備いたしました、高規格救急自動車1台は、出動件数が非常に多いために、6月現在の走行距離が19万2,217kmであり、更新基準の12万kmを超えていることから今後、故障等が増えることが予測されるため、その更新車両として、

「高度救命処置用資機材を装備する高規格救急自動車」1台を取得するものであります。

この高規格救急自動車の購入に関しましては、本年6月20日当本部におきまし

て、3社による指名競争入札を行いました結果「日産プリンス山梨販売株式会社」 が、3,118万5千円で仮契約したものでございます。

これらの案件につきましては、今臨時会による議決が得られたならば、正式に契約を締結し、化学消防ポンプ自動車1台は、令和2年3月に、高規格救急自動車1台は、令和2年2月を目途に配備する予定でございます。

以上で、財産取得の2案件につきまして、ご説明を終わらせていただきます。 ご審査の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長(輿石 修君) 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木内直子君

- ○議員(木内直子君) 非常に高性能・高規格の化学消防ポンプ自動車またあの救急自動車ということで、価格もかなりする物だなというふうな感想を持ちましたが、消防ポンプ自動車や救急自動車などは、何台も所有しているものと思いますが、これらの管理状況そして、これから今後どのように更新していくのか、そのような計画というのはあるのでしょうか。
- ○議長(輿石 修君) 宮下総務課長
- ○総務課長(宮下光夫君) はい。お答えします、当本部のですね、車両更新計画 というものを策定してございまして、当本部の車両更新計画とは財政計画と整合性 を図り、事業費を平準化するため、毎年度ローリング方式というような形で見直し を行いながら策定をしているものでございます。

また、車両それぞれの稼働年数・老朽化・劣化状況等を関する中で、基準に達した物については、車両の更新をしていくというような整備計画がございます。

以上でございます。

- ○議長(輿石 修君) 木内直子君
- ○議員(木内直子君) 要望になりますが、やはり市民の税金を使った物だということで、無駄のないようにそして有効にというような事で、かつ、しっかりと機能を持っている消防ポンプ自動車や救急車の方を随時、更新していくというようなことで、計画的にやっていただきたいという要望になりますが、以上です、ありがとうございます。

○議長(輿石 修君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(輿石 修君) これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第17号「教育委員会委員の任命について」当局の説明を求めます。 長谷川事務局次長

○事務局次長(長谷川達郎君) それでは、議案第17号「教育委員会委員の任」 について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の16ページ・17ページをご覧願います。

本組合の教育委員会委員のうち、生山 勝氏が本年3月31日をもって辞職されたことに伴いまして、後任といたしまして、甲斐市から推薦をいただきました三澤 宏氏を本組合教育委員会委員として任命するにつきましては、議会の同意を必要といたしますため、提案するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(輿石 修君) 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(輿石 修君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号「教育委員会委員の任命について」当局の説明を求めます。 長谷川事務局次長

○事務局次長(長谷川達郎君) それでは、議案第18号「教育委員会委員の任命 について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の18ページ・19ページをご覧願います。

本組合の教育委員会委員のうち、佐野勝彦氏が、本年3月31日をもって辞職されたことに伴いまして、後任といたしまして、昭和町から推選をいただきました、太田 充氏を、本組合教育委員会委員として任命するにつきましては、議会の同意を必要と致しますため提案するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(輿石 修君) 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(輿石 修君) 質疑なしと認めます。

議案第14号のうち、長谷川事務局次長より発言を訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

長谷川事務局次長

○事務局次長(長谷川達郎君) 恐れ入ります、先ほど議案第14号答弁させていただきました新旧対照表でございます。

私の方で別表第2中、使用料の欄の金額につきまして、変更使用の額を108を除した額に110をと、1円単位につきましては、切り上げるものでございますというご説明をさせていただきました、こちらに関しましては、あくまでこの表の右側の現行の表の金額から、左側の改正後の金額を出すための計算式と致しましては、右側の現行の額を108をまず除して、まず抜いて、抜いた額に110を乗じますというご説明でございます。

乗じた金額の1円単位につきましては、切り上げさせていただきますというものでございます、従いまして第7条の本文中ただし書きにございます、切り捨てるものと私がご説明させていただきました、切り上げるものというものは、ちょっと別物ということでございますので、ご理解のほど、よろしくお願い致したいと思います。

以上でございます。

恐れ入ります、それで、先ほど議案第14号の新旧対照表を訂正お願いしますと言った件でございますが、最後ただし書きの文中の文末にございます、切り捨てるもの訂正をお願いしますと切り上げで訂正お願いしますと申し上げましたが、現行のとおり、切り捨てるものというふうになります。

以上でございます。

よろしくお願い致します。

○議長(輿石 修君) 以上で説明を終わりました。

質疑はありますか、よろしいですか。

以上で、議案第10号から議案第18号までの全員協議会における審査を終了いたしました。

それでは、以上を持ちまして全員協議会を閉会いたします。

閉会時間 午後14時17分